

NHK大河ドラマ誘致推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「波瀾に満ちた戦国時代を生きた父と娘の絆と生きざまを通して現代に通じる父と娘、家族の絆」をテーマとし、細川ガラシャと明智光秀を中心とする大河ドラマを関係者が協働して誘致することにより、細川ガラシャ、明智光秀、細川幽斎及び細川忠興ゆかりの地域の自然や歴史文化を全国に発信し、ゆかりの地域、さらには京都府全体の観光振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業計画の策定・実施に関する事項
- (2) 広報やPR活動に関する事項
- (3) 大河ドラマに関連したイベント等の実施に関する事項
- (4) 関係団体との調整に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この協議会の目的達成に必要な事項

(構成団体)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する自治体及び観光、商工関連団体をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

2 会長及び副会長は、総会において選出する。

3 監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、協議会の解散までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、協議会の目的達成のために会長の諮問に応ずる。

(アドバイザー)

第9条 専門的な見地から幅広く意見を得るために、アドバイザーを設置することができる。

2 アドバイザーは、学識経験者、専門家、マスコミ関係者等から会長が委嘱する。

(総会)

第10条 協議会に総会を置く。

2 総会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 協議会運営のための基本方針に関すること
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること
- (4) 協議会構成団体に関すること
- (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項に関すること

(幹事会)

第11条 事業の円滑な推進を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、第10条第3項第3号、第4号及び第5号に掲げる事項について、幹事会に付託することができる。

4 幹事会の議決は、会長が適当であると認めるときは、協議会の議決とすることができる。この場合、幹事会は、議決事項について、次の総会に報告しなければならない。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第14条 会計報告は、監事による決算監査後、総会において報告する。

(会計に関する手続きの準用)

第15条 この規程に定めがある場合を除くほか、協議会の会計に関しては、長岡京市の会計に関する手続きの例による。

(事務局)

第16条 事務局は、長岡京市役所内に置く。

2 事務局長は、大河ドラマ誘致推進担当課の課長の職にある者をもって充てる。

(解散)

第17条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月17日から施行する。

NHK大河ドラマ誘致推進協議会 組織図イメージ

